

領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を
改正する政令案要綱

第一 領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部改
正

領事官の行なう船舶保安証書の有効期間を延長する事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、
国土交通大臣に対してするものとする。

第二 附則

この政令は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行の日から施行するものと
する。

（附則関係）